

## 第12回 静岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和3年1月8日（金）9:15～9:30

会場 静岡庁舎新館8階 市長公室・テレビ会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 緊急事態宣言について【危機管理総室】
- 3 本部長指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和 3 年 1 月 7 日  
新型コロナウイルス感染症  
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 1 月 8 日から 2 月 7 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

# 基本的対処方針の主な変更内容について ( 概 要 )

## 1. 緊急事態宣言の発出（3頁）

区域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

期間：令和3年1月8日から令和3年2月7日まで

## 2. 緊急事態措置の具体的内容

### ① 外出の自粛（14頁）

不要不急の外出・移動自粛の要請、特に、20時以降の外出自粛を徹底

### ② 催物（イベント等）の開催制限（14頁、別途資料参照）

別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、要件に沿った開催の要請

### ③ 施設の使用制限等（15頁）

- 飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。）の要請
- 関係機関とも連携し、営業時間短縮を徹底するための対策強化
- 飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設（学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除く。）についても、同様の働きかけを行う
- 地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」による、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県に対する支援

### ④ 職場・出勤（16頁）

- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）等を強力に推進
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制

### ⑤ 学校等（17頁）

- 学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止対策の徹底を要請
- 大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的

実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応

- ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請

### 3. 緊急事態宣言発出・解除の考え方

緊急事態宣言の発出及び解除の判断にあたっては、以下を基本として判断。その際、「ステージ判断の指標」は、目安であり、機械的に判断するのではなく、総合的に判断すべきことに留意

（緊急事態宣言発出の考え方）

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、分科会提言におけるステージⅣ相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断

（緊急事態宣言解除の考え方）

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、緊急事態措置を実施すべき区域が、分科会提言におけるステージⅢ相当の対策が必要な地域になっているか等）を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断

なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続。

### 4. その他の主な変更事項

- ・変異株の関係（7頁等）
- ・ワクチン・予防接種の関係（8頁等）
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」の関係（10頁等）
- ・クラスター対策の強化（歓楽街、外国人支援等）（21頁等）
- ・医療機関、高齢者施設等への積極的な検査（27頁等）
- ・偏見・差別等への対応関係（30頁等）

1月7日（木）現在は「警戒レベル4（県内警戒、県外警戒）」です。  
（富士市はレベル5（特別警戒）相当）

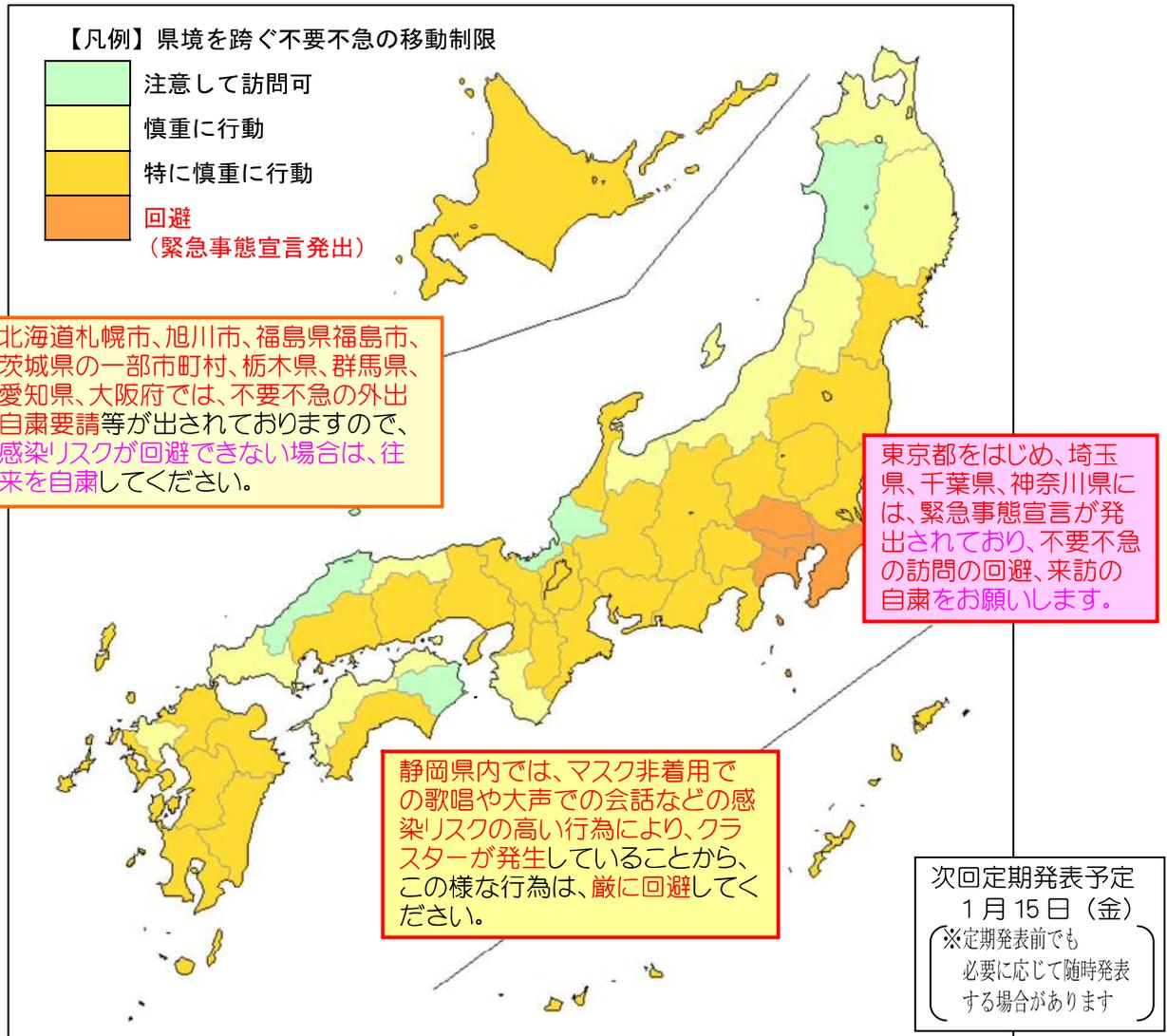
本県では、感染者の散発が続いており、高齢者の入院増加で、引き続き医療提供体制の逼迫が懸念されています。感染流行期は「感染まん延期・中期」です。県民の皆様には、最大限の感染防止行動を取ってくださいますようお願いいたします。

マスク非着用での歌唱や会話など、感染リスクの高い行動により、感染拡大しています。感染防止対策が不十分な店舗等への訪問は自粛くださるようお願いいたします。

東京都をはじめ、埼玉県、千葉県、神奈川県に、緊急事態宣言が発出されました。不要不急の訪問の回避、来訪の自粛をお願いします。また、愛知県、大阪府などの大都市地域を中心に、感染拡大が深刻化しています。感染経路不明者が多数を占め、市中に見えない感染者がいる可能性があることから、感染防止に細心の注意をお願いいたします。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

【1月8日（金）以降】県境を跨ぐ不要不急の移動制限



- ◎新型コロナウイルスへの感染防止は、見えない感染者（※）に、「近づく可能性をどうすれば減らせるのか」「知らずに出会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。
- ◎県内では、マスク非着用での歌唱や会話などにより、歌唱や接待を伴う飲食店でクラスターが頻発しています。感染防止が徹底できない場合は、訪問を自粛してください。市中に見えない感染者がいる可能性もありますので、常に感染防止対策をお願いします。
- ◎「外出時や会話時のマスクの着用」「こまめな手洗いや消毒」「人と人との距離の確保」「適切な換気の実施」など「新しい生活様式」を徹底してください。
- ◎会食は1テーブル4人以下、黙ってモグモグ、会話の時は必ずマスクを着用しましょう。
- ◎店舗、事業所の皆様は、感染防止対策ガイドラインを徹底し、換気、湿度の管理など感染しにくい環境の確保を、常に行ってください。

## ◎県内移動に関する行動制限

- 「三つの密」を回避するなど、「新しい生活様式」（別添）を徹底し、特に慎重に行動してください。
- 静岡県内では、マスク非着用での歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為により、クラスターが頻発しており、この様な行為は、厳に回避してください。
- 訪問先の施設で、感染防止対策が十分行われているかは訪問前に必ず確認してください。対策が不十分な店への訪問は自粛の徹底をお願いいたします。

## ◎ 県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

☆県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「三つの密」が重なる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いします。

### 1 本県を出発する皆様へ

(静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。)

- (1) 全ての外出について、「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれないという意識を持って、注意して行動してください。
- (2) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動については、回避してください。
- (3) 北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県への移動については、特に慎重に行動してください。  
北海道札幌市、旭川市、福島県福島市、茨城県の一部市町村、栃木県、群馬県、愛知県、大阪府との往来は、感染リスクが回避できない場合は、自粛して下さい。
- (4) 青森県、岩手県、山形県、新潟県、富山県、和歌山県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県への移動については、慎重に行動してください。

※訪問の際は、訪問地域の感染状況を把握し、訪問目的などを十分御検討ください。「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画の策定により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、多人数の会食やマスク非着用での歌唱、大声での会話などの感染リスクの高い行為のほか、感染防止対策が不徹底な店舗等を回避するなど、最大限の感染予防行動をお願いします。

- (5) その他の県への訪問は、「新しい生活様式」など感染予防行動を徹底した上で、注意して訪問をお願いします。長距離での移動は感染リスクを高めるほか、これまで感染状況が少ない地域でも、急に感染が拡大している所があるため、訪問先の感染状況や経由地に御留意ください。

### 2 本県を訪問される皆様へ

(帰省する方、訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。)

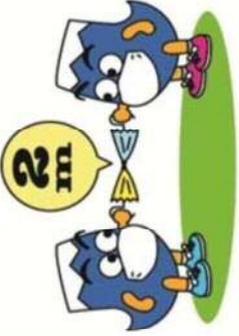
- (1) 移動に際しての交通手段や移動の際の「新しい生活様式」に基づく行動の徹底に配慮してください。
- (2) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の皆様は、訪問の自粛をお願いします。
- (3) 北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の皆様は、訪問の際には、特に慎重な行動をお願いします。
- (4) 青森県、岩手県、山形県、新潟県、富山県、和歌山県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県の皆様は、訪問の際には、慎重に行動してください。
- (5) その他の県からの来訪は、注意して訪問をお願いします。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

### 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）



# 「新しい生活様式」実践例(抜粋)

<p>感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い</p> 	 <p>冬場はこまめに換気を!</p>		<p>公共交通機関の利用</p> 
<p>◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける</p>	<p>◆外出時、屋内でも会話するとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク着用</p>	<p>◆家に帰ったら手や顔を洗う</p>	<p>◆会話は控えめに ◆混んでいる時間帯は避ける</p>
<p>娯楽、スポーツ等</p> 	<p>食事</p> 	<p>イベント等への参加</p> 	<p>働き方</p> 
<p>◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で</p>	<p>◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用</p>	<p>◆接触確認アプリの活用を ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない</p>	<p>◆テレワークやローテーション勤務・時差出勤 ◆会議はオンライン</p>

＜静岡県新型コロナウイルス感染症対策＞

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」の変更点

時期	前回 (12/26～1/7)	今回 (1/8～1/15)	
レベル	警戒レベル4 (県内警戒、県外警戒)	変更なし	
県内移動に関する行動制限	本県では、マスク非着用での歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為により、クラスターが発生しており、このような行為を厳に回避するように呼び掛け	変更なし	
県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限	＜本県を出発＞		
	回避	—	＜本県を出発＞
	特に慎重に行動	北海道、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、長野県、群馬県、埼玉県、千葉県、三重県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、静岡県、富山県、石川県、福井県、山梨県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、大分県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
	慎重に行動	岩手県、石川県、山梨県、滋賀県、長崎県、和歌山県、宮崎県、鹿児島県	青森県、岩手県、山形県、新潟県、富山県、山梨県、香川県、愛媛県、佐賀県
	注意して訪問可	その他の県	注意して訪問可
	＜本県を訪問＞		＜本県を訪問＞
	回避	—	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
	特に慎重に行動	北海道、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、長野県、群馬県、埼玉県、千葉県、三重県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、静岡県、富山県、石川県、福井県、山梨県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、大分県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、山梨県、長野県、群馬県、埼玉県、千葉県、三重県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、静岡県、富山県、石川県、福井県、山梨県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、大分県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
慎重に行動	岩手県、石川県、山梨県、滋賀県、長崎県、和歌山県、宮崎県、鹿児島県	青森県、岩手県、山形県、新潟県、富山県、山梨県、香川県、愛媛県、佐賀県	
注意して訪問可	その他の県	注意して訪問可	

＜変更点等＞

- 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を、「特に慎重に行動」から、「回避」に変更。
- 石川県、山梨県、滋賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県を、「慎重に行動」から、「特に慎重に行動」に変更。
- 青森県、新潟県、富山県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県を、「注意して訪問可」から、「慎重に行動」に変更。
- 山形県を、「特に慎重に行動」から、「慎重に行動」に変更。
- 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に緊急事態宣言が発出されており、不要不急の移動については回避を呼び掛ける。
- 大都市地域を中心に感染拡大が続いており、最大限の感染防止対策を呼び掛ける。
- それ以外の地域では、急に感染が拡大する場合があることから、訪問前に現地情報を収集し、感染防止のための自衛措置を徹底いただくようお願いする。

(※県内各市町ごとの累計陽性者数は、市町の要望を踏まえ添付しております。)



# 陽性者数 市町別マップ

陽性者数累計値 (令和3年1月6日現在)



保健所名	市町名	陽性者数
賀茂	計	13人
	下田市	2人
	東伊豆町	2人
	河津町	-
	南伊豆町	6人
	松崎町	1人
	西伊豆町	-
	非公開	2人
熱海	計	184人
	熱海市	57人
	伊東市	126人
	非公開	1人
東部	計	292人
	沼津市	79人
	三島市	74人
	裾野市	14人
	伊豆市	12人
	伊豆の国市	54人
	函南町	11人
	清水町	16人
	長泉町	11人
	非公開	21人
御殿場	計	40人
	御殿場市	26人
	小山町	5人
	非公開	9人

保健所名	市町名	陽性者数
富士	計	390人
	富士市	308人
	富士宮市	81人
	非公開	1人
静岡市	静岡市	831人
中部	計	250人
	島田市	50人
	焼津市	92人
	藤枝市	66人
	牧之原市	36人
	吉田町	5人
川根本町	-	
非公開	1人	
西部	計	172人
	磐田市	52人
	掛川市	35人
	袋井市	27人
	御前崎市	6人
	菊川市	12人
	湖西市	25人
	森町	4人
非公開	11人	
浜松市	浜松市	664人
その他	県外・非公開・調査中	90人

総計 2,926人

(令和3年1月8日発表)

## 飲食店を対象とした新型コロナウイルス感染症検査の 対象地域を拡大します

◆ アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年末年始にかけて全国的に新型コロナウイルス感染症患者が激増し、これまで以上に飲酒を伴う飲食店を介した感染拡大が懸念される状況にあります。</li> <li>●そこで、検査の対象地域を拡大し、無症状病原体保有者を含む潜在的感染者をいち早く把握し、治療につなげることで、感染拡大防止を図るとともに、市民の不安払しょくにつなげます。</li> </ul>
◆ 日時・期間	<p>申 込 締 め 切 り：令和3年1月14日（木）必着</p> <p>検 査 キ ャ ッ ト 配 付：令和3年1月18日（月）、19日（火）</p> <p>検 体 受 付（清水区）：令和3年1月21日（木）、22日（金）</p> <p>（葵・駿河区）：令和3年1月25日（月）、26日（火）</p>
◆ 内容など	<p>&lt;検査受検の流れ&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①店舗ごとに検査申込</li> <li>②検査キットを指定場所で配付</li> <li>③店舗は従業員が採取した検体を取りまとめ、指定場所（非公表）に持参</li> <li>④検査を行い、個人に結果を通知</li> </ol>
◆ 対象・人数	<p>下記地域に所在する飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項に基づく飲食店営業許可を得た店舗（バー・酒場・キャバレー）の従業員</p> <p>&lt;葵 区&gt; 鷹匠、追手町、御幸町、伝馬町、黒金町、西門町</p> <p>&lt;駿河区&gt; 南町、泉町</p> <p>&lt;清水区&gt; 巴町、相生町、旭町、万世町、銀座、真砂町、江尻東</p> <p>店 舗 数：約400店舗</p> <p>人 数（見込）：約1,600人</p>
◆ 自己負担	無料（全額静岡市負担）
◆ 申込方法等	対象店舗に発送する申込書により申し込み

別紙資料 なし

【問合せ】保健衛生医療課

担当 平口、白石

電話 054-221-1342

ぜひメディア掲載をお願いします

## 緊急事態宣言の発出を受けての本部長指示

静岡市は、今回の政府の緊急事態宣言を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 34 条に基づき、現在、市として独自に設置している市対策本部を法定の対策本部に移行することといたします。

市の職員一丸となって、市民の安心・安全を守ってまいりたい、そのために全力で取り組んでいきます。

まず 1 つ目、危機管理統括監からは、昨日発出された、東京・埼玉・千葉・神奈川の 1 都 3 県を対象とする「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づいた「緊急事態宣言」の概要について説明がありましたが、まず、その内容については、職員の一人一人に周知徹底を図っていただきたい。

今回の緊急事態宣言においては、静岡市は対象区域ではありません。

しかしながら、今は、国と連動して収束の覚悟を強く示さなければならぬ時期だと私は考えます。危機感をより一層高めて気を引き締め、国や県、県内各市町と連携した対応をしていきたい。

この緊急事態宣言を踏まえて、各局においては、公務による出張等を含めた 1 都 3 県との不要不急の往来の自粛、あるいは、1 都 3 県からの人の招致の自粛について慎重に検討の上、実施をしていただくようお願いします。

加えて各局長には、職員に対してより一層の綱紀の粛正に努め、感染防止対策を徹底するとともに、市民の模範となる行動を取るよう伝えていただき

たい。

職員に対する指示は以上ですが、市民の皆様にもお願いがあります。

「3密」の回避や、業種別ガイドラインの遵守など、これまで行ってきた感染予防対策を徹底していただくとともに、「新しい生活様式」を徹底し、ご自身や相手の方に感染させないという意識を持って注意深く行動していただきたいとお願い申し上げます。

とりわけ、緊急事態宣言の対象となった1都3県との不要不急の往来は控えていただくようお願い申し上げます。

国や県と対応して、静岡市も感染拡大防止対策により充実して取り組んでまいります。

入口の戦略が大事であります。飲食店を対象とした新型コロナウイルスの検査の対象区域を従来の葵区のみならず、駿河区、清水区にも拡大することによって、潜在的な感染者の存在を把握し、早期治療に繋げ、感染拡大の抑制を図ってまいります。

市民の命と暮らしを守るために、静岡市は全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様にも是非ご協力をお願い申し上げます。